

8 いじめ防止の具体的取組

児童指導資料 【4月】	・児童の家庭環境に関する調査で、年度初めに調査し、保護者に関する情報、本人の生育歴、保護者の願いなどを知ること、児童指導に生かすものとする。
家庭訪問 【4月】	・児童の家庭環境や周囲の実態を知るとともに、親の願いや要望などを受け止め、これからの学級経営の充実に資するために行うものである。学年始めの4月に、行う全員実施の常設家庭訪問と、問題発生時に行う臨時家庭訪問とがある。家庭訪問において得た情報は、今後の児童指導に有効に活用するとともに、必要に応じて児童指導連絡会において全職員の共通理解の下、全校での支援体制を構築する。
学校生活アンケート 【5月】	・児童の学校生活に対する意識を調査するもので、内容には具体的にいじめられているかどうかの項目を設置し、いじめの早期発見に結び付けるものである。児童の記入内容如何にとられず、記入のあった児童は全て個別面談を実施し、事前の内容の把握、現状の把握、今後の対策、経過観察を実施するものである。内容は全て児童指導に報告があり、必要に応じていじめ問題対策委員会や問題行動対策会議を開くものとする。
児童指導の記録 【通年】	・児童の顕著な活動や配慮、指導を要する行動内容を事実に基づいて記載することで、その後の指導・支援に活用するものである。事実と指導を分けて記載し、他の者が、何が起こり、どう指導されたのかを詳細に理解できるものを目指す。
問題行動対策会議（いじめ問題対策委員会） 【企画会時】	・問題行動（いじめ）に当たる事実や、問題行動（いじめ）に繋がる恐れのある事例について、企画会において児童指導主任を中心に会議を行い、事実関係の把握や児童の実態、即座の対応、今後の対応策について検討する。その後の対応が必要な場合は校長の指示・指導を受けて、即座に実行に移す。
児童指導連絡会（職員会議） 【通年】	・毎月1回職員会議に実施し、各学級の配慮及び指導の必要とする児童について、担任より現状の様子を報告してもらい、該当児童にとって必要な内容を全職員で共通理解するとともに、今後の対応について意見を交換する場とする。
配慮児童事例研修会 【5月】 【10月】 【2月】	・年3回、職員研修で実施するものであり、学年当初より配慮を要する児童を担任が把握し、その実態・現状について資料に記載し、研修会において報告してもらうものである。ここでは配慮児童の実態や、家庭環境、友人関係、健康面まで全ての分野における内容を自由に記載し報告してもらう中で、全職員の配慮児童に対する共通理解、児童の実態把握、全校体制での支援を展開するためのものである。なお、この事例研資料は年度を渡り蓄積していくことで、児童の引継ぎをスムーズに行う目的も有する。
なかよし班活動 【通年】	・全校児童を縦割りによるグループ班編成し、異学年集団による活動を行い、異学年児童との触れ合いを促進し心の教育を促すものである。主に学校行事と連携し、運動会や薬小祭、共遊や給食を行い、狙いを達成するものである。年度当初のグループ編成では、児童指導を中心に配慮児童なども考慮する。
教育相談 【6月】 【12月】	・年2回、各担任が一人ひとりの児童と個別に実施するものである。教育相談では、児童が抱えている悩みを把握し、いつでも相談できる環境を整え、安心した生活を送れるよう援助し、児童の心理状態を把握し認めることにより、信頼関係を深めることを目的とする。
児童の自己有用感調査 【6月】 【12月】	・教育相談実施時に行われる児童のアンケート調査（相談カード）において、児童の自己有用感を調査する項目を入れて、6月と12月の変容を見て児童の自己有用感を高める一助とするものである。配慮児童の自己有用感は児童理解において大変重要であり、いじめの根絶においても効果が大きいと考える。そこで自己有用感の低い部分を把握し今後の支援のために調査実施する。
Q-U調査 【6月】 【12月】	・Q-U調査とは、学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度から、学級の状態把握とそれを踏まえての児童指導、学級経営の実践、改善という目的で実施するものである。年間2回、実施し、学級において児童の置かれている状況や本人の思いを汲み取るものである。結果から判断し、改善が必要な内容や支援・指導が必要なものについては、即座に対応してもらう。
個人面談 【7月】	・担任と保護者が、学校や家庭での様子を知り合うことにより、児童をより深く理解し、今後の指導の手掛かりを得るための機会とするものである。保護者からの情報を基に今後の児童指導に有効に活用するとともに、必要に応じて、児童指導連絡会において全職員の共通理解の下、全校での支援体制を構築する。
人権週間 【12月】	・集会時に人権教育主任が人権意識を高めることを目的として、代表児童が作文を読む。学級では資料を活用するなどして人権を特に意識して指導し、児童は人権標語を作成する。
校内委員会 【年8回】	・特別な支援が必要な児童への指導に関して、個別の指導計画を作成し、それを基に指導を継続する。2月に指導の成果を評価して次年度につなげる。
スクールカウンセラーとの連携 【年1回】	・いじめや不登校などの教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラー等活用事業が実施されている。南河内中学校へ配置されたスクールカウンセラー（外部人材）の懇談や講話により児童に対してのより深い理解や支援方法の研修をする。